

令和8年度

市営住宅の入居者

募 集 案 内

野 洲 市

都 市 建 設 部 建 築 住 宅 課

【申し込みから入居まで】

日程	申し込みから入居まで
7月1日 ～ 7月14日	申し込み ＊申込資格・要件を確認ください ・建築住宅課（市役所別館1階）へ本人または家族が持参 【必要書類】 ①市営住宅入居申込書（様式第1号） ②入居予定者全員の住民票の写し ③本人（名義人）及び入居予定者の全税目の完納証明書 ④収入申告書（様式第2号） ⑤入居予定者全ての収入を証明する書類 ⑥困窮している内容を証明する書類等
↓	
8月下旬	審査会
↓	
9月上旬	入居決定の通知及び 入居手続きについて案内 ・書類到着日より10日以内に書類提出
↓	
9月 中旬～下旬	鍵渡し （入居に必要な書類を持参） ・敷金（家賃の3ヵ月）納付済書 ・契約書（緊急連絡先の提出）
↓	
10月1日以降	入居予定日

【決定してからの主な手続き（提出書類）】

1. 請書

※収入印紙200円を貼り、割印すること。

2. 敷金（家賃の3ヵ月分。既に納付された方は、領収書の写し）

3. その他必要により提出の指示を受けた書類

4. 転居手続き後、全員の住民票

5. 駐車場については、別途手続き及び保証金等の納付をお願いします。

■申込資格

市営住宅の入居申込は、次のすべての要件を満たしている者に限り受付けます。

- (1) 野洲市内に住所を3ヵ月以上または勤務地を6ヵ月以上有していること。
(住所・勤務地は申込み時点での状況です。)
- (2) 税金を滞納していないこと。
- (3) 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
 - ・「現に同居し、または同居しようとする親族」には、婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者（入居可能日から3ヵ月以内に結婚し、同居可能な婚姻予約者を含む）。
 - ・社会通念上、不自然と思われる世帯分離、家族構成は認められません。※ただし、一定の条件を満たせる場合は、単身入居が可能（詳しくは、P.5参照）です。
- (4) 入居予定者全員の収入月額合計額が、158,000円以下 であること。
ただし、裁量階層（P.7参照）に該当する場合は、214,000円以下 とする。
 - ・上記の収入月額は、手取りの金額ではなく一定の算出方法（P.8参照）で算出します。
- (5) 現に住宅に困窮している者で、次のいずれかに該当する場合。
 - ①部屋が狭い（廊下、台所、便所及び浴室を含まない居住部分が、1人あたり3.5畳以下）。
 - ②住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。
 - ③他の世帯と同居し生活上不便である。
 - ④家賃が高い（収入月額に対する共益費及び駐車場使用料を除いた家賃の割合が25%以上の場合）。
 - ⑤家主から正当な理由により立退要求を受けている（自己の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
 - ⑥通勤に片道1時間以上かかる。
 - ⑦不良住宅に居住し、または炊事場・便所等の施設を共用している。
 - ⑧住宅以外の建物、または場所に居住している。
- (6) その者及び現に同居し、または同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

■ 申込みに必要な書類

次の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、建築住宅課（市役所別館 1 階）へ持参してください。
なお、書類不備・記載漏れの場合は受け付けられませんのでご注意ください。
また、書類の提出については、本人または家族に限ります。

- (1) 市営住宅入居申込書 [様式第 1 号]
- (2) 世帯全員の住民票の写し または、 住民票記載事項証明書
- (3) 完納証明書 入居される方全員分 ただし、児童・学生・生徒及びこれに準ずる者は除く。
市町村長が発行する完納証明書（過去分も滞納していない証明）
- (4) 収入申告書 [様式第 2 号]
- (5) 収入を証明する書類 課税証明書または非課税証明書
(入居される方全員分 ただし、児童・学生・生徒及びこれに準ずる者は除く。)

収入のある者（世帯員全員）は、下記区分（①～③）により書類を提出してください。

①給与所得者の場合

区 分	提 出 書 類
前年の 1 月 1 日以前 から勤めている者	令和 8 年度（令和 7 年分）の課税証明書または 非課税証明書
前年の 1 月 2 日以降 に就職した者	給与所得支払証明書 事業所（者）の証明が必要です。 就職時から直近の間の最大 1 年間の証明をお願いします。 様式は、建築住宅課窓口でお渡しします。

②事業所得者の場合

区 分	提 出 書 類
前年の 1 月 1 日以前 から事業をしている者	令和 8 年度（令和 7 年分）の課税証明書または 非課税証明書
前年の 1 月 2 日以降 に事業を開始した者	収支明細書 事業を開始してから最大 1 年間の収支について記載を お願いします。（任意様式）

③その他

年金受給者 . . . 課税証明書または非課税証明書。
ただし、非課税年金（障害者年金等）受給の場合は、
上記に加え、年金証書の写し及び、支払通知書等（現在
受給している年金の額がわかる書類）の写しを添付して
下さい。

収入のない者 . . . 課税証明書または非課税証明書。
収入がないことを証明するために必要です。
ただし、所得はあるが現在離職し所得のない者は、離
職票（ハローワーク等で取得）を提出して下さい。

（６）その他（住宅に困窮している内容を証明する書類等）

- ①婚姻予約の場合は、仲人等の「婚姻予約証明書」 . . . [様式第４号]
妻（夫）となる者が結婚後退職する場合は、事業主の発行する「退職する旨の証明
書」及び「退職予定誓約書」
- ②部屋が狭い、不良住宅、住宅以外に居住している場合は部屋または場所の間取り
- ③他の世帯と同居の場合は、現在同居している全員の住民票の写し
- ④現在借家等の場合は、「賃貸契約書の写し」
- ⑤家の立退要求を受けている場合は、「立退証明書」（家主等）
- ⑥単身入居を希望する場合
単身入居者の入居資格認定のための申立書 . . . [様式第３号]
- ⑦身体障害者世帯向け住宅へ応募の場合は、「身体障害者手帳の写し」
- ⑧その他、必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります

※なお、一度提出していただいた書類は、返却しませんのでご了承ください。

■ 申込みにあたっての注意事項

1. 提出された申込書及び、添付書類に基づき入居資格者を選考しますので、申込書に必要事項を記入のうえ、他の書類とともに本人または家族が持参して下さい。

書類を持参された際、窓口で記入漏れ、または書類不備がないかを確認します。

2. 申込手続きは、本人または家族が行って下さい。

※郵送での申込み及び申込期間終了後の受付はできません。

3. 申込みは、1世帯1戸に限ります。必ず希望の住宅を指定して下さい。

4. 申込資格すべてに該当する人のみ受付を行います。

5. 受付後の実態調査等において、提出書類の内容と事実が相違することが判明した場合、その時点で**申込資格を失います。**

6. 婚約者と申込む場合は、申込後に婚約破棄されたとき、または期限までに同居届けの提出がないときは**入居決定を取り消します。**

■ 単身入居について

該当団地・・・吉地団地と木部団地と永原第1団地と永原第2団地と新上屋団地と和田団地の一部

次のいずれかに該当する者は、単身入居が可能です。

1. 60歳以上。
 2. 障害者基本法第2条で規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる程度である者。
 - ① 身体障がい者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで。
 - ② 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで。
 - ③ 知的障がい者 ②の精神障害の程度に相当する程度。
 3. 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である者。
 4. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者。
 5. 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者。
 6. 海外からの引揚者で、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない者。
 7. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
 8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（DV被害者）で次のいずれかに該当する者。
 - ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の規定による一時保護、または同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。
 - ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定により、裁判所がした命令の申立てを行なった者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。
- ※ 身体・精神上著しい障がいがあるため、常時介護を必要とし、市営住宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者は、市営住宅へ入居することはできません。

■ 身体障害者向け住宅について

該当団地・・・小篠原団地の一部

1. P.1の申込資格を満たし、以下のいずれかに該当する者。
 2. 以下のいずれかに該当する者
 - ① 身体障害者手帳の交付を受け、その下肢・体幹障がいの程度が2級以上の者。
 - ② 戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載されている障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の第3項以上の下肢障害の者。
 - ③ 知的障害者福祉法による手帳交付者で重度と認定され、かつ下肢障害の者。
- ※ 社会通念上不自然な世帯分離、または家族構成による場合は除きます。
- ※ 申込みの際に、「身体障害者手帳」等の写しが必要です。
- ※ 上記①～③に該当する者が、死亡または転出等の事由により存在しなくなった場合、直ちに届出を行い、6ヵ月以内に住宅を明渡すことが必要になります。

■老人世帯向け住宅

該当団地・・・小篠原団地の一部

1. P.1の申込資格を満たしていること。
 2. 入居者またはその同居親族に60歳以上の者が含まれること。
- ※ 社会通念上不自然な世帯分離、または家族構成による場合は除きます。
- ※ 上記に該当する者が、死亡または転出等の事由により存在しなくなった場合、直ちに届出を行い、6ヵ月以内に住宅を明渡すことが必要になります。

■老人世帯及び身体障害者世帯向け住宅について

該当団地・・・永原第1団地と新上屋団地と木部団地と吉地団地の一部

1. P.1の申込資格を満たしていること。
 2. 以下のいずれかに該当する者。
 - ①入居者またはその同居親族に60歳以上の者が含まれること。
 - ②障害者基本法第2条で規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる程度である者。

(1)身体障がい者	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで。
(2)精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで。
(3)知的障がい者	(2)の精神障害の程度に相当する程度。
 - ③戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である者。
 - ④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者。
 - ⑤ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- ※ 社会通念上不自然な世帯分離、または家族構成による場合は除きます。
- ※ 上記①～⑤に該当する者が、死亡または転出等の事由により存在しなくなった場合、直ちに届出を行い、6ヵ月以内に住宅を明渡すことが必要になります。

■単身世帯入居可能住宅かつ老人世帯及び身体障害者世帯向け住宅について

該当団地・・・永原第1団地と永原第2団地と吉地団地の一部

1. P.1の申込資格を満たしていること。
 2. 以下のいずれかに該当する者。
 - ①60歳以上。
 - ②障害者基本法第2条で規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる程度である者。

(1)身体障がい者	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで。
(2)精神障がい者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級まで。
(3)知的障がい者	(2)の精神障害の程度に相当する程度。
 - ③戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である者。
 - ④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者。
 - ⑤ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
- ※ 社会通念上不自然な世帯分離、または家族構成による場合は除きます。
- ※ 上記①～⑤に該当する者が、死亡または転出等の事由により存在しなくなった場合、直ちに届出を行い、6ヵ月以内に住宅を明渡すことが必要になります。

■裁量階層について

高齢者・障がい者等の世帯を裁量階層といい、住宅に困窮している高齢者・障がい者等の入居できる収入基準を月額214,000円以下としており、次の条件のいずれかに該当する者が対象となります。

申込者または同居者に、次のいずれかに該当する人が1名でもいる場合。

1. 障害者基本法第2条で規定する障がい者で、その障がいの程度が次に掲げる程度である方
 - ①身体障がい者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで。
 - ②精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級まで。
 - ③知的障がい者 ②の精神障がいの程度に相当する程度。
2. 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症である方
3. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
4. 海外からの引揚者で、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
5. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
6. 申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のすべてが60歳以上の方、または18歳未満である方
7. 同居者に小学校就学前の者のいる方

＜収入基準早見表＞

【計算による収入月額が158,000円以下であること（裁量階層の場合は214,000円）】

○所得金額は、今年度の課税（所得）証明書に記載されています。

ただし、前年の途中以降に仕事を変わられた方は、現在のお仕事の収入から所得を算出し、収入月額が決定されます。（所得の計算方法は、次項に記載）

収入月額＝【「(年間所得額＊①)－(控除額＊②)」

－「③（本人以外の同居親族数×38万円＊③）＋特別控除額＊④」】÷12

＊①年間所得額：世帯全員の（所得金額－控除）の合計額

非課税所得（生活保護、失業保険、遺族年金）、退職金、一時所得は含みません。

＊②控除額：控除金額（所得税法改正に伴う控除）

給与所得10万円、公的年金所得10万円（所得金額が10万円未満の場合は当該所得金額）

＊③本人以外の同居親族数：別居の扶養親族があれば加算

＊④特別控除額

●世帯主または同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額

- ・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族・・・・・・・・10万円
- ・16歳以上23歳未満の扶養親族・・・・・・・・25万円

（障害者）

- ・所得税法上の特別障害者に該当する者・・・・・・・・40万円
- ・所得税法上の障害者に該当する者・・・・・・・・27万円

●世帯主または同居者が次の項目に該当する場合（本人控除）、次の金額

- ・所得税法上の寡婦・・・・・・・・27万円
- ・所得税法上のひとり親・・・・・・・・35万円

●令和7年度の途中以降に仕事を変わられた方の年間所得金額の算出方法＊①

（所得者が2名以上いる場合は、所得金額を別々に計算してから合算し、世帯全員の年間所得金額を算出してください。）

A. 給与所得者の場合（会社員・パート・アルバイト等）

年間収入金額（年間給与・賞与の合計）を元に計算式等により給与所得額を算出してください。

（勤務して1年に満たない場合は、1ヵ月あたりの平均収入月額を12倍したものを推定年間収入として計算）

年間収入金額 (A)	年間給与所得額	
～ 650,999円	0円	
651,000円 ～ 1,899,999円	(A) - 650,000円	
1,900,000円 ～ 3,599,999円	(A) ÷ 4 = (B) 千円未満の 端数切捨て	(B) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		(B) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円		((A) × 0.9) - 1,100,000円
8,500,000円 ～	(A) - 1,950,000円	

年間給与所得額
= A. 円

B. 事業所得者の場合（個人事業主など）

年間収入金額	—	税法上の必要経費
--------	---	----------

C. 公的年金受給者の場合（国民年金・厚生年金など）

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計 (A)	公的年金所得額	
65歳以上	～ 1,100,000円	0円	
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	(A) - 1,100,000円	
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	
65歳未満	～ 600,000円	0円	
	600,001円 ～ 1,299,999円	(A) - 600,000円	
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A) × 0.75 - 275,000円	
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A) × 0.85 - 685,000円	
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A) × 0.95 - 1,455,000円	

年間所得額
= B. 円

+

* 年齢は令和8年1月1日時点の年齢です

年間所得額	
+	
年間所得額	
合計	A + B + C
=	C. 円

※裁量階層については、7ページをご覧ください。

■市営住宅一覧表（所在地等）

令和8年 4月1日現在

団地名	所在地	部屋番号	住戸 タイプ	竣工年度	構造	戸数	住戸専有 床面積	利便性 係数	小学校	中学校
吉地	野洲市吉地1143番地	1号棟 111～136	3DK	平成 9年	中層耐火（三）	18	71.8	0.81	中主	中主
		2号棟 211～234	2DK	平成 12年	中層耐火（三）	12	58.6			
		3号棟 311～334	2DK	平成 15年	中層耐火（三）	12	61.2	0.83		
小篠原	野洲市小篠原481番地	111～136	3DK	平成 2年	中層耐火（三）	18	60.5	0.74	野洲	野洲
		211～234	3DK			12	57.9			
永原第 1	野洲市永原市有地	1号棟 111～144	3DK	平成 9年	中層耐火（四）	16	69.3	0.82	祇王	野洲北
		2号棟 211～246	3DK	平成 11年	中層耐火（四）	24	69.3			
		3号棟 311～347	2DK	平成 13年	中層耐火（四）	12	58.2	0.81		
			3DK	平成 13年	中層耐火（四）	16	69.3			
永原第 2	野洲市永原市有地	1号棟 265～288	2DK	昭和 44年	中層耐火（四）	24	39.9	0.78	祇王	野洲北
	野洲市永原官有地	2号棟 289～304	2DK	昭和 45年	中層耐火（四）	16	39.6	0.77		
		3号棟 305～320	2DK	昭和 46年	中層耐火（四）	16	39.6			
	野洲市永原553番地5	A棟 111～155	1DK	令和 5年	中層耐火（四）	10	39.9	0.83		
			2DK	令和 5年	中層耐火（四）	10	57.1			
			3DK	令和 5年	中層耐火（四）	5	67.7			
新上屋	野洲市上屋市有地	1号棟 111～144	2DK	平成 12年	中層耐火（四）	8	63.0	0.79	祇王	野洲北
			3DK	平成 12年	中層耐火（四）	8	71.6			
		2号棟 211～244	2DK	平成 14年	中層耐火（四）	8	63.0	0.80		
			3DK	平成 14年	中層耐火（四）	8	71.6			
		3号棟 311～344	2DK	平成 16年	中層耐火（四）	8	63.0			
			3DK	平成 16年	中層耐火（四）	8	71.7			
		4号棟 411～444	2DK	平成 18年	中層耐火（四）	8	63.0			
			3DK	平成 18年	中層耐火（四）	8	71.6			
木部	野洲市木部1000番地	111～136	2DK	平成 18年	中層耐火（三）	18	64.5	0.77	中主	中主
和田	野洲市小篠原1940番地25	111～135	2DK	平成 17年	中層耐火（三）	3	64.5	0.87	野洲	野洲
			3DK			12	70.8			

※永原第2団地の1号棟～3号棟については、募集を停止しており、今後、解体等により、転居をお願いする可能性があります。

■市営住宅一覧表（住戸タイプ、家賃等）

令和8年度						
団地名	部屋番号	住戸タイプ	収入分位			
			0 ～ 104,000	104,001 ～ 123,000	123,001 ～ 139,000	139,001 ～ 158,000
			家賃（円／月）			
吉地	1号棟 111～136	3DK	23,200	26,700	30,600	34,500
	2号棟 211～234	2DK	19,100	22,100	25,300	28,500
	3号棟 311～334	2DK	20,700	24,000	27,400	30,900
小篠原	111～136	3DK	16,600	19,200	22,000	24,800
	211～234	3DK	15,900	18,400	21,000	23,700
永原第1	1号棟 111～144	3DK	22,500	26,000	29,700	33,500
	2号棟 211～246	3DK	22,800	26,300	30,100	34,000
	3号棟 311～347	2DK	19,100	22,000	25,200	28,400
		3DK	22,700	26,200	30,000	33,900
永原第2	1号棟 265～288	2DK	8,400	9,700	11,100	12,500
	2号棟 289～304	2DK	8,300	9,600	11,000	12,400
	3号棟 305～320	2DK	8,500	9,800	11,200	12,700
	A棟 111～155	1DK	14,600	16,900	19,300	21,800
		2DK	21,000	24,300	27,800	31,300
		3DK	24,900	28,800	32,900	37,100
新上屋	1号棟 111～144	2DK	20,100	23,200	26,500	29,900
		3DK	22,800	26,300	30,100	34,000
	2号棟 211～244	2DK	20,500	23,700	27,100	30,500
		3DK	23,300	26,900	30,800	34,700
	3号棟 311～344	2DK	20,700	23,900	27,300	30,800
		3DK	23,500	27,200	31,100	35,100
	4号棟 411～444	2DK	20,900	24,100	27,500	31,100
		3DK	23,700	27,400	31,300	35,300
木部	111～136	2DK	20,500	23,700	27,100	30,600
和田	111～135	2DK	23,100	26,700	30,500	34,400
		3DK	25,400	29,300	33,500	37,800

入居が決まったら・・・入居手続等の注意

☆ 入居手続について

(1) 敷金（家賃の3ヵ月分）を納付してください。

(2) 次に該当する事象を確認した場合は、退去していただきます。

- ①不正の行為によって入居した時
- ②家賃を3ヵ月以上滞納した時
- ③住宅または共同施設を故意にき損した時
- ④正当な理由によらないで無断で15日以上住宅を使用しない時
- ⑤周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をした時
- ⑥住宅を無断で他の者に貸し、または入居の権利を他の者に譲渡した時
- ⑦住宅を無断で他の用途に使用した時
- ⑧住宅を無断で模様替え、または増築した時

☆ 入居後の注意事項

市営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。明るい共同生活を営むために、次のことに注意してください。

- (1) テレビ・ラジオ等の音を大きくしたり、階下や隣に音が漏れる等、ご近所に迷惑がかからないようお願いします。
- (2) 指定された駐車場以外での場所で駐車しないでください。
- (3) 犬・猫等の動物を飼育することは禁止しています。
- (4) 外灯等共同施設の維持管理費は、入居者で負担していただいております、徴収や支払いは、入居者の皆さんでお願いしています。

■収入申告について（重要）

市営住宅の入居者は、毎年8月に前年中の収入の状況を市に申告していただく必要があります。

市では、この収入申告に基づいて家賃の額を決定します。（決定方法については、P9参照）

なお、収入申告をされない場合は、やむなく民間並の家賃となりますので、必ず収入申告をしてください。

■市で行う修繕の範囲について

市営住宅の修理等については、市負担で行うものと入居者負担で行うものがあります。

○ 入居者の負担となる修繕等について

住宅専用部分における消耗品的なもの（畳、襖、ガラス、電球、水栓等）などは、入居者の負担となります。

入居者が行う主な修繕及び清掃

- ・ 襖、障子、ガラス、畳の汚損、破損
- ・ 各部屋の備え付けの照明器具の電球
- ・ 台所の換気扇、排水口等の清掃、及びこれらを怠ったことによる故障等
- ・ トイレのロータンクフロート等の消耗部品の故障、便器の詰まり及び破損、換気扇の清掃
- ・ 浴室排水口の清掃（給湯器（風呂釜）の故障は、市負担）
ただし、永原第2団地は給湯器（風呂釜）及び、浴槽の不具合は、全て入居者負担
- ・ 脱衣洗面所内排水口等の清掃
- ・ 給水設備の水栓等のパッキンの破損
- ・ 水まわり付近の湿気（カビ）等の清掃
- ・ 壁紙や床ＣＦシートの一部剥離
- ・ 入居者等の責により室内を損傷した場合
- ・ 入居者が入居後に取付け等を行った機器
- ・ 入居者等の責により他の部屋を損傷する行為（水漏れによる漏水等）
- ・ 共用部分（廊下、公園、駐車場、集会所等）及び、防臭柵や周辺側溝、道路の清掃
- ・ 共用部分（廊下、公園、駐車場、集会所等）の電球等の交換

※上記以外の修繕及び交換等の負担については、市において判断します。

○ 市の負担にて行う修理等

天井からの雨漏りや共同部分の大規模な修理等については、市の負担となります。

ただし、市が負担すべき部分であっても起因者が明確な場合は、起因者の負担により修繕いただくことになります。